

【たよれーるひかり電話 特約】

第1章 総 則

第1条(目的) 株式会社大塚商会(以下「乙」といいます)は契約者(以下「甲」といいます)に対し、【たよれーるひかり基本契約約款】(以下「本約款」といいます)および以下の特約(以下「本特約」といいます)に基づき、第2章に記載するひかり電話サービス(以下「ひかり電話サービス」といいます)を提供します。

第2条(本特約の範囲) この契約は、甲と乙との間のひかり電話サービスに関する一切の關係に適用されます。甲は本約款および本特約を確認し、同意した上で利用契約を申し込むものとし、甲は本約款および本特約に則ってひかり電話サービスを利用するものとし、

2. 甲は、ひかり電話サービスの利用にあたっては、本約款および本特約のほか、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が別途定める音声利用IP通信網サービス契約約款(以下あわせて「本音声利用IP通信網サービス契約約款」といいます)の内容についても同意するものとし、乙は、甲が本音声利用IP通信網サービス契約約款に同意したものとみなし ひかり電話サービスを提供するものとし、

3. 本約款および本特約の内容と本音声利用IP通信網サービス契約約款の内容が相違した場合は、本約款および本特約が優先されるものとし、

4. 本約款の内容と本特約の内容が相違した場合は、本特約が優先されるものとし、なお、本特約に定めのない用語の定義は、本特約に定めるとおりとし、

第3条(本特約の変更) 乙は、本特約を甲の承諾なく変更することがあります。当該変更内容(料金その他の提供条件を含みます)は、インターネット上の乙所定のWebページ内に掲示されるか、または、甲に通知されたときから効力を生じるものとし、なお、乙が甲に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとし、

第2章 ひかり電話サービス

第4条(提供内容) ひかり電話サービスは、乙が電気通信事業者の電気設備を利用して甲に提供するネットワークサービスです。ひかり電話サービスの詳細は別紙「たよれーるひかり電話仕様書」または次の本音声利用IP通信網サービス契約約款によります。なお、ひかり電話サービスの提供地域は、電気通信事業者が別途定める区域により、東日本および西日本に分かれます。

- ・東日本電信電話株式会社: <https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>
- ・西日本電信電話株式会社: <http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/index.html>

2. 電気通信事業者は、回線工事または電気通信設備の維持および管理に必要な作業ならびに電気通信事業者が提供する一部の付帯サービス(例: 番号案内)を含め甲に対して提供し、乙は契約取次と代金回収のみを実施することを、契約者はあらかじめ承諾します。

3. 甲が警察機関から当社に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により現金等をだまし取る犯罪を言います。以下同じとします。)に関与したとしてサービスの提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と同じの者であるときは、そのサービスを提供できないことがあります。

第5条(利用条件) ひかり電話サービスにおける利用上の詳細条件については、別紙「たよれーるひかり電話サービス仕様書」または本音声利用IP通信網サービス契約約款によります。

第6条(本音声利用IP通信網サービス契約約款の特則) ひかり電話サービスでは、本音声利用IP通信網サービス契約約款で定めるサービスのうち、第2種サービスを対象とします。また西日本電信電話株式会社における第2種サービスのプラン2は対象外です。なお、「たよれーるひかり電話仕様書」に記載された電気通信事業者が提供するN T Tひかり電話の一部のプラン・サービスについては、ひかり電話サービスでは提供されないものとし、

2. ひかり電話サービスでは、本音声利用IP通信網サービス契約約款のうち、次の条項については乙がひかり電話サービスの提供者となります。甲は請求や通知を乙に対して行うものとし、

【対象条項】

第19条の6(契約者回線番号)、第19条の7(請求による契約者番号の変更)、第19条の8(回線収容部の変更)、第19条の9(細目の変更)、第19条の10(その他の契約内容の変更)、第19条の11(利用の一時中断)、第19条の14(当社が行う第2種契約の解除)

第19条の15(その他の提供条件)、第20条(付加機能の提供)、第21条(付加機能の提供の一時中断)、第24条(相互接続点との間の通信等)、第44条(承諾の限界)、別記7(料金明細内訳情報の提供)

3. ひかり電話サービスでは、本IP通信網サービス契約約款のうち、次の条項については適用されないものとし、

【不適用条項】

第19条の12(第2種契約に係る利用権の譲渡)、第19条の12の2(音声利用IP通信網サービスの転用)、別記8から10の5に定める付帯サービス、料金表9

第7条(特定詐欺による利用停止) 甲が乙と契約を締結しているひかり電話サービスにおいて、警察機関から乙に対して、特殊詐欺に利用されたとして、そのひかり電話サービスの利用を停止する旨の要請があったときは、警察機関から乙に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間(警察機関から乙に対して、当該サービスの利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が6ヶ月を超え、警察機関から乙に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします)、乙は、ひかり電話サービスの利用を停止することがあります。なおこの期間中の基本料金については請求しないものとし、

第8条(個人情報第三者提供) 乙は、契約者のサービス利用申込の内容により、次の【提供目的】および【提供項目】について甲の個人情報を電気通信事業者に提供するものとし、甲はこれを予め承諾のうえ利用契約を申し込むものとし、

【提供目的】

- ・ナンバーポータビリティ、回線相互接続、緊急電話、電話帳掲載、等の甲が利用する「第2章 ひかり電話サービス」で定めるサービスの提供。
- ・電気通信事業者による電気通信サービス等の紹介、提案およびコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS(顧客満足度)向上等のための施策(アンケート調査を含みます。)の実施、新たな電気通信サービス等の企画および開発、電気通信サービス等の提供に関わる設備の管理および改善その他電気通信事業者の電気通信サービス等に係る業務の実施。

【提供項目】

- ・甲が加入しているサービス等の名称、内容、申込、提供開始、休廃止等の日付等
 - ・甲の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等
 - ・ひかり電話サービスの設置場所所在地
 - ・甲の連絡先(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)
 - ・電話帳に掲載し又は番号案内する氏名、名称等
 - ・その他ひかり電話サービスの利用に必要な情報のうち個人情報に該当する情報
2. 前項の提供項目は、目的達成に必要な最低限とし、提供手段は、乙の定めた安全な手段とします。
3. 甲は、第7条で定める場合は、乙が甲の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関に通知する必要があることについて、同意するものとし、

第9条(ひかり電話サービスの解除に関する特則)

1. 本サービス(たよれーるひかり)が解除された場合、ひかり電話サービスも自動的に解約となります。

2. 本サービスと異なり、ひかり電話サービスの利用料金は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が解除を受け付けた日とします。なお、請求は日割り計算し請求いたします。

3. 初年度の契約期間中に解除をした場合でもひかり電話サービスについては、違約金は発生しないものとし、

4. 甲の利用契約の承諾後であっても、承諾から起算して3ヶ月の間に、何らかの事由によってひかり電話サービスの開通、または転用にいかなかった場合、利用契約を甲に対する通知により解約することができます。該当解約以降にひかり電話サービスの利用を希望する場合は、再度の申し込みが必要となります。